

#### 再A-4

懸念される災害は土砂災害、水害との回答 これ以外にも景観問題、獣害等々懸念される災害は沢山あります 貴社が認めた懸念災害について、残置森林を 52%から 57%へ増加させたことで、懸念が払拭されるとお考えですか 貴社は懸念される災害については、未然に防ぐことを責務とするを謳っています その発生頻度やそのマグニチュードが、森林を伐採する前のレベルを上回らないようにすることが、事業者の責務です

(回答)

懸念される災害につきましては、森林法及び県で指定されている土砂災害(特別)警戒区域及び山地災害危険地区等に則って計画しておりますので、弊社が特段認めた訳ではありません。森林を開発する場合に起こり得る通常考えられる災害について十分考慮し、各法令を遵守した計画となっております。景観や獣害に対しましても十分に配慮し、それらを見做して計画している訳ではありません。景観につきましては、主要道路からソーラーパネルが見えないように、残置森林幅 30~400mで覆い、造成盤面レベルにて調整し、観光地である伊東市の景観を損なわないよう計画しております。また、伊豆半島ジオパークの世界認定へ影響がないように、伊豆半島のジオポイントである大室山からもソーラーパネルが見えないように配慮しております。獣害につきましては、田方猟友会伊東分会にヒヤリングを行いました。現況の事業計画地には鹿とイノシシがおり、鹿は山深い場所、イノシシは比較的里に近い場所にあります。気候にも影響し、気温が高い時期には山深い場所へ移動し、気温が下がり寒くなってくると里の近くに移動してきます。しかし、雪などが降ると餌を求めて里に出て来ます。イノシシは名鉄別荘地区より下の方に多く、鹿は事業計画地より上に多く生息しております。猟友会には今後の協力を依頼し、被害の発生には速やかに対処致します。また、獣害の早期予防対策として、わなによる捕獲を 9 月から実施しております。残置森林につきましては、あくまでも森林法における森林率であり、自然環境保全に留意した計画であります。森林法における太陽光発電所の森林率につきましては 25%以上必要であり、今回の計画ではおおよそ 57%と、造成面積を規定割合より大幅に抑えた計画となっております。森林法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号にある環境の保全に対して、開発行為により周囲の地域において環境を著しく悪化させるおそれがないよう過度の開発をやめ、必要最小限での規模で事業を計画しております。(※森林率につきましては現在設計審査中の為、今後変更になる場合がございます。)

#### B-1

- ・沈砂池でろ過出来る個体の最小大きさは?
- ・工事中は調整池にろ過装置、板状フィルター、濁水処理装置、高分子マイクロフィルターを設置する  
とありますが、放流水の水質の具体的レベルはどのようになりますか
- ・50年と100年の降雨強度は大きくは変わっていませんが、設計は全て100年の降雨強度ですか
- ・天城山のデータは設計に使用されていますか
- ・調整池は100年降雨強度で耐えられるのは何時間ですか それを超えるとどのような現象が起こるのですか
- ・一回当たりの予測浚渫量はどのくらいですか